

同一年度に本会が定める競走に優勝した馬に対する褒賞金交付基準

平成 12 年 1 月 1 日設定
平成 13 年 1 月 1 日改正
平成 14 年 1 月 1 日改正
平成 29 年 1 月 1 日改正
令和 5 年 1 月 1 日改正
2025 年 1 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この基準は、競馬番組の一層の充実およびわが国の競走馬の資質の向上を図るため、本会の競走馬登録を受けている馬が同一年度に本会が定める競走に優勝した場合に褒賞金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象馬)

第 2 条 褒賞金の交付対象となる馬は、別表左欄に定める要件を満たした馬とする。

(交付対象者)

第 3 条 褒賞金の交付対象者は、交付対象馬が別表左欄に定める要件を満たしたときに、現に当該馬を所有していた馬主（共有馬にあつては共有代表馬主。以下同じ。）とする。

(褒賞金)

第 4 条 褒賞金の額は、別表右欄に定める額とする。

2 交付対象馬が内国産馬である場合は、当該馬の生産牧場（競馬番組一般事項Ⅷの10の(1)に定める条件を具備している者に限る。以下同じ。）に対して前項の褒賞金の額に100分の5を乗じて得た額を交付する。

別表

交付対象馬	褒賞金の額
(1) 皐月賞、東京優駿、菊花賞のすべての競走に優勝した内国産馬	3 億円
(2) 桜花賞、優駿牝馬、秋華賞のすべての競走に優勝した内国産馬	1 億円
(3) 同一年度に大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念のすべての競走に優勝した馬	内国産馬 3 億円 ⑥ 1 億 5,000 万円
(4) 同一年度に天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念のすべての競走に優勝した馬	
(5) 同一年度に大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念、天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念のうち3 競走に優勝した馬	内国産馬 2 億円 ⑥ 1 億円

※(3)、(4)のいずれかまたは双方の要件を満たした交付対象馬は(5)の交付対象馬としない。ただし、(5)の交付対象馬が(4)に定める要件を満たした場合は、(4)に定める要件を満たしたときに、現に当該馬を所有していた馬主に対し、内国産馬 1 億円、⑥ 5,000 万円を交付し、また、当該馬が内国産馬である場合は、500 万円を当該馬の生産牧場に交付する。

附 則

この基準は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2025 年 1 月 1 日から施行する。